### 令和5年4月9日執行 神奈川県知事選挙

# 公費負担のしおり

(目 次)

-	1	公費負担の対象と手続の概要	1
4	2	各項目の限度額等	3
;	3	手続と時期	5
2	4	届出書類等への押印について ——————	8
į	5	契約書の見本	9
		(凡 例)	
法			
条例		神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙にお	ける選挙運動
		の公費負担に関する条例(平成5年県条例第18	号)
条例加	拖行	「規程—— 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙にお	ける選挙運動
		の公費負担に関する条例施行規程(平成5年県	選挙管理委員
		会告示第89号)	

# 問合せ先

神奈川県選挙管理委員会(神奈川県政策局自治振興部市町村課内) 電話 045(210)1111(代表) 内線 3170

# 1 公費負担の対象と手続の概要

#### (1) 公費負担の制度

神奈川県知事選挙の候補者(供託物を没収されない候補者に限ります。)は、(2)に掲げる経費について、一定の条件の範囲内で、公費負担の制度が適用されます。

#### (2) 対象となる経費の項目

ア 選挙運動用自動車の使用

- (ア) 一般運送契約(ハイヤー方式)又は
- (4) 個別契約(自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約)
- イ 選挙運動用ビラの作成
- ウ 選挙運動用ポスター(個人演説会告知用ポスターを含む。)の作成

#### (3) 支払い方法

公費負担によるこれらの経費は、選挙後に、業者等からの請求に基づき県から直接 業者等へ支払われます。

#### (4) 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者(神奈川県知事選挙においては、得票数が有効投票総数の10分の1に達する場合)でないと公費負担を受けることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担が受けられるかどうか確定しませんので、ご注意ください。

#### (5) 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。

したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うことになりますので、契約の際には、候補者と業者等との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となります。

(3ページ「2 各項目の限度額等」参照)

#### (6) 契約の締結と相手方

公費負担の対象となるためには、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を業 とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

(9ページ「5 契約書の見本」参照)

※ 「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」の「(4) 個別契約(自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約)」の場合は、業としていない相手方でも対象となります。ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としているときを除き、対象とはなりません。

#### (7) 契約の届出

契約をした際は、直ちに(立候補の届出前に契約した場合は立候補の届出後直ちに) その旨を神奈川県選挙管理委員会(以下「県選挙管理委員会」といいます。)に届け出なければなりません。

(5ページ「3 手続と時期」参照)

※ 契約内容を変更した場合にも、その旨を県選挙管理委員会に届け出る必要があります。(届け出の書類には変更契約書の写しを添付してください。)

### (8) 作成数等の確認

公費負担の対象となるためには、事前に県選挙管理委員会に、作成数等が公費負担 の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

(5ページ「3 手続と時期」参照)

※ 「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」のうち「(ア) 一般運送契約(ハイヤー方式)」 又は「(イ) 個別契約(自動車の借入れ契約・運転手の雇用契約)の場合は、必要ありません。

したがって、今回の場合、作成数等の確認が必要となるのは、

- 「(2)ア 選挙運動用自動車の使用」のうち「(4) 個別契約(燃料の供給契約)」、
- 「(2)イ 選挙運動用ビラの作成」及び
- 「(2)ウ 選挙運動用ポスターの作成」の3種類となります。

#### (9) 使用(作成)証明書の作成

候補者は、有償契約を締結した業者等ごとに、<u>使用又は作成の実績に基づいて</u>、公 費負担の項目ごとに定められた<u>使用(作成)証明書を作成</u>し業者等に提出してくださ い。

※ 使用(作成)証明書は実績に基づき作成するため、「(2)ア 選挙運動用自動車の 使用」の各項目(「(ア) 一般運送契約(ハイヤー方式)」又は「(イ) 個別契約(自動 車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約)」の場合は、証明日は通常、 選挙期日後となります。

# 2 各項目の限度額等

公費負担の各項目の限度額等は次のとおりです。 (限度額はいずれも消費税を含んだ額です。)

#### (1) **選挙運動用自動車の使用**(法141条、条例2条~5条)

#### ア 使用の方式

選挙運動用自動車の使用は、一般運送契約(ハイヤー方式)によるか、個別契約(自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約)によるか、いずれかの方式になります。

※ 一般運送契約とは、道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗 用旅客自動車運送事業を経営する者との契約であり、自動車、燃料及び運転手込 みで契約する、いわゆるハイヤー方式といわれるものです。

#### イ 公費による負担額の限度額

※ 公費負担の対象となる日数(選挙運動のできる日数)は、立候補届出の日から選 挙期日の前日までの範囲内となりますので、最大で17日間です。

#### (ア) 一般運送契約の場合

[1日当たりの契約金額 又は 64,500円のうち少ない金額]×使用された日数 (参考) 最大の場合で、64,500円×17日=1,096,500円が限度額となります。

#### (イ) 個別契約の場合

a 自動車の借入れ契約

[1日当たりの契約金額 又は 16,100円のうち少ない金額]×使用された日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき自動車1台です。

(参考) 最大の場合で、16,100円×17日=273,700円が限度額となります。

#### b 燃料の供給契約

燃料代 又は 7,700円に立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数(17日) を乗じた額のうち少ない金額

(参考) 最大の場合で、7,700円×17日=130,900円が限度額となります。

- ※ 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、上記 a に記載された 候補者が選挙運動のために使用する 1 台の自動車に供給した燃料に係るものに限 られます。
- ※ 候補者には「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」については、実績に基づき使用 したことを証明していただくとともに、給油伝票の写しを添付することが義務付 けられていますので、ご注意ください。(条例施行規程4条)

#### c 運転手の雇用契約

[1日当たりの契約金額 又は 12.500円のうち少ない金額]×運転従事日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき運転手1名です。

(参考) 最大の場合で、12,500円×17日=212,500円が限度額となります。

## (2) 選挙運動用ビラの作成(法142条、条例5条の2~5条の4)

#### ア 単価の限度

- ・ 作成枚数が50,000枚以下の場合は、7円73銭
- 作成枚数が50,000枚を超える場合は、

386,500円+5円18銭×(作成枚数- 50,000枚)

作成枚数

(1銭未満の端数は1銭とする。)

#### イ 公費負担対象枚数の限度

300,000枚(2種類以内での合計枚数。法定の作成限度)

#### ウ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価 又は 上記の単価の限度のうち少ない金額]

- ×[作成枚数 又は 300,000枚のうちの少ない枚数]
- ※ 2種類作成する場合はそれぞれの作成枚数に従って計算します。

(参考) ビラ1種類を300,000枚作成した場合

386,500円+5円18銭×(300,000枚-50,000枚)

300,000枚

- = 5円61銭(5.605円)が単価の限度となり、
- 5円61銭×300,000枚=1,683,000円が限度額となります。

#### (3) 選挙運動用ポスター(個人演説会告知用ポスターを含む)の作成

(法143条、条例6条~8条)

#### ア 単価の限度

75円 (以下の計算式により算出)

586,905円+28円35銭×(県内のポスター掲示場数-500)

県内のポスター掲示場数 ————

(1円未満の端数は1円とする。)

#### イ 公費負担対象枚数の限度

24.598枚(県内のポスター掲示場数の2倍の数)

1回の貼り替え分を考え、ポスター掲示場数の2倍まで対象となっています。今回の県内のポスター掲示場数は、12,299 となります。

#### ウ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価 又は 上記の単価の限度のうち少ない金額]

×[作成枚数 又は 上記の枚数の限度のうち少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、75円×24,598枚=1,844,850円が限度額となります。

# 3 手続と時期

#### (1) 手続の流れ



#### (2) ①業者等との契約について

・ 契約書の様式は9ページ「5 契約書の見本」を参照ください(独自様式可)。

#### (3) ②契約の届出等について

#### 【提出書類】候補者→県選挙管理委員会

	八	費負担の種類	提出書類				
	'A';	貝貝1旦07個規	契約届出書	契約書の写し	確認申請書		
選挙運	——舟	设運送契約	○ (様式 401-1)	0	×		
選挙運動用自動	個	自動車の借入れ		0	×		
自動車の使用	別契	燃料の供給	(様式 401-1)	0	○ (様式 411-1)		
	約	運転手の雇用		0	×		
選挙運動用ビラ			○ (様式 403-1)	0	○ (様式 413-1)		
選挙運動用ポスター			○ (様式 407-1)	0	○ (様式 417-1)		

- ※ ○は提出必要、×は提出不要、( ) は様式番号
- ※ 公費負担の制度の適用を受けない場合、上記書類の提出は不要です。

#### 【提出期間】

・ 告示日から選挙期日まで

#### 【提出方法】

- ・ 電話での予約後に、県選挙管理委員会に御持参ください(住所は7ページに記載)。
- 予約の電話番号 045-210-1111 (内線 3170)

#### 【届出等の終了後に行うこと】

- ・ 候補者は、県選挙管理委員会から交付された確認書を業者等に提出してください(一般運送契約、自動車の借入れ、運転手の雇用は除く)。
- ・ 候補者は、業者等が業務を履行した後に、使用(作成)証明書を作成し、業者等に提出してください(証明書の日付は、契約した業務の完了後の日付となります)。

### (4) ③支払請求について

### 【提出書類】業者等→県(県選挙管理委員会)

公費負担の種類			提出書類							
			請求書	請求内訳書	使用(作成)証 明書	確認書	通帳の写し			
選一		设運送契約	○ (様式 441-1)	○ (様式 442-1)	○ (様式 431-1)	×	0			
運動田田		自動車の借 入れ	○ (様式 441-2)	○ (様式 443-1)	○ (様式 431-1)	×	0			
選挙運動用自動車の	個別契約	別	燃料の供給	○ (様式 441-3)	○ (様式 444-1)	○ (様式 432-1) <mark>給油伝票の</mark> 写しも添付	○ (様式 421-1)	0		
の使用	71.3	運転手の雇 用	○ (様式 441-4)	○ (様式 445-1)	○ (様式 433-1)	×	0			
選挙運動用ビラ		○ (様式 448-1)	○ (様式 449-1)	○ (様式 435-1)	○ (様式 423-1)	0				
選挙運動用ポスター		○ (様式 456-1)	○ (様式 457-1)	○ (様式 439-1)	○ (様式 427-1)	0				

- ※ ○は提出必要、×は提出不要、() は様式番号
- ※ 「使用(作成)証明書」と「確認書」は、候補者から業者等に提出されたもの
- ※ 振込先の記入誤りが多いため<u>「通帳の写し」</u>の提出をお願いします。通帳表紙の裏面など、振込先(口座番号、<u>口座名義フリガナ</u>等)が確認できる部分を提出ください。(インターネットバンク等で通帳がない場合は、画面のコピーを提出ください。)

#### 【提出期間】

・ 選挙終了後概ね1か月以内

#### 【提出方法】

- 県(県選挙管理委員会)への郵送または持参(住所は7ページに記載)
- 持参の場合は、予約を行ってください。
- 予約の電話番号 045-210-1111 (内線 3170)

#### 【請求書への押印について】

請求書は、原則として押印(法人の場合は代表者印)をお願いします。

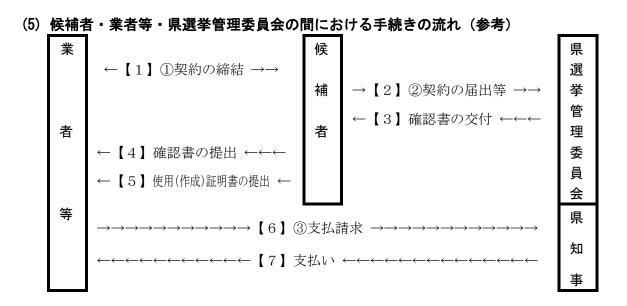
(8ページ記載のとおり、今回の選挙では押印の省略が可能となりました。しかし、押 印を省略する場合は、本人確認などの追加手続きが必要となり、支払いまでにより多 くの日数が必要となる場合があるため、原則として押印をお願いします。)

#### 【請求書類の提出前のチェック項目】

- ✓ 6ページ【提出書類】に記載の書類が全て揃っている。
- ☑ 請求書に記載した振込先は、通帳の写しの情報と一致している(特にフリガナ)。
- ☑ 請求内訳書と使用(作成)証明書の内容(数量・金額)が整合している。
- ☑ 請求書に日付を記載している。※請求書の日付は、書類の提出日(発送日)を記載してください。
- ☑ 筆記した文字を簡単に消すことができるボールペンを使用していない。 ※使用していた場合は、書類を再提出いただくことになります。
- ☑ 燃料代請求の場合 給油伝票の写しを添付している。また、給油伝票の写しに車 両番号、供給した日付・量・金額の記載がある(手書き可)。

## 【支払いについて】

・ 請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。 4~5月は請求書の処理が 大変混み合っていることから、支払いまでに相当の日数を要しますので、誠に申し 訳ございませんが、御容赦くださいますようお願いします。



### (6) 請求書の提出先

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県選挙管理委員会(神奈川県市町村課調整グループ)

Tel 045-210-1111 (代表) 内線 3170

場所 神奈川県庁 本庁舎4階

# 4 届出書類等への押印について

- ・本ページは、届出書類等を押印なしで提出する場合に必要な対応を記載したものです。
- ・押印いただく場合は、以下に記載の「本人確認書類の提示」や「署名」は不要です。

今回の神奈川県知事選挙においては、従来は押印が必要であった届出書類等を押印なしで提出することが可能となりました。

ただし、次の届出書類等については、押印なしとする場合、本ページ(1)の①または②の対応が必要となります。

届出書類等の名称【略称】	届出書類等の名義人
契約届出書	候補者
確認申請書	候補者
請求書	業者等

#### (1) 押印なしで提出するために必要な対応等

上記の届出書類等を押印なしで提出するためには、以下の①または②の対応が必要となります。

#### ①本人確認書類の提示

届出書類等の提出時に、名義人本人の本人確認書類を提示ください。

#### 【代理人が提出する場合】

名義人本人と代理人との間の委任関係を確認するため、委任状を提出いただく とともに、当該代理人の本人確認書類の提示が必要となります(名義人本人の本 人確認書類は不要です)。

#### ②署名

届出書類等に記載する氏名を、名義人本人が自署ください(署名の場合、真正性の確認のため、県選管から事務所等に電話させていただく場合があります)。

以下③のとおり、従来どおり押印により提出することもできます。

#### ③押印

届出書類等に名義人本人の印鑑を押印ください(押印の場所は、氏名の右や下など一般的な場所としてください)。

#### (2) 上記②または③により代理人が提出する場合の留意事項

委任状の提出は不要です(ただし、書面を代理人の押印または署名で訂正する際は、 委任状の提出が必要です)。

#### (3) 本人確認書類の例

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公署が 発行した証明書等が挙げられます。

# 5 契約書の見本

- 参考までに、それぞれの項目の契約書様式の見本を添付いたします。そのままコピー して使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別途作成する場合、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申込みの意思、 業者等の承諾意思などが書面上明らかにされている必要があります。
- 候補者名は、通称でも結構です。

# 選挙運動用自動車の一般運送契約 (ハイヤー方式)

神奈川!	県知事	¥選挙候	補者_						_(以	下「甲	ع را	:いう。)
と									(以下	· [乙.	ا ح	いう。)は、
選挙運動	用自動	東の運	送につ	ついて	次のとお	り契約	を締結	まする。	0			
1 内	容	公職選	挙法第	第141条	&に基づく	選挙追	重動用	自動車	重の一	般運	送契	約
2 台	数	1台										
3 自動	車の車	互種及び 車種	登録番	5号又	は車両番		【は車両	<b>〕番号</b>				
4 契約	期間	令和	年	_月	目から	令和	年	_月	日	まで	(	日間)
5 契約金	金額(	脱込)			円	(1日あた	り単価(税i	Ţ)		円×		日間)
の選挙 し請求 なお、 不足額 ただ	契にすずをし、	基づく ける選挙 ものとし 川県知事 やかに支	運動(	の公費 まこれ 求する あのと 第93	骨担に関 に必要な る金額が、 する。 条(供託物	する条 手続を 契約金	※例第 遅滞な 額に満	4 条に なく行 情たな	二基づわな いと	き神 けれに きは、	奈川 ばなら 甲は	奈川県知事 県知事に対 うない。 乙に対し、 こ、乙は、神
契約を記	証する	ため、	本書 2	2通を	作成のう	え、甲	、乙、	各々	が各	1 通を	保管	でする。
令和_	年	三月	E	]								
			甲	神奈	川県知事	選挙候	補者					
				住	所							
				氏	名							
			乙	住	所							
				名	称							

代表者

# 選挙運動用自動車賃貸借契約書

礻	申奈川県知事	工選挙候補者				(以下「甲」という。)
と_						_(以下「乙」という。)は、
選挙		車の賃貸借	につい	いて次のとおり	契約を締結っ	ける。
1	内 容	公職選挙法	第141	条に基づく選挙	運動用自動	車の賃貸借
2	台 数	1台				
3	車種及び登	登録番号又は	車両番	号		
		車種		登録番号	又は車両番号	
4	±77 6/4 HD BB	<u> </u>		日之る人五	<b>ж</b> п	
4	笑剂别间	〒和年_	<sub></sub> H	日から守州	年月	日まで (日間)
5	契約金額(	说込)		円 (1日あ	たり単価(税込)	
į	の選挙におり し請求する。 なお、神奈 不足額を速 <sup>々</sup> ただし、甲	する選挙運動 うのとし、甲 川県知事に言 いた支払う	o公園 はこれ 青求す ものと 法第93	費負担に関する 1に必要な手続る金額が、契約≤ さする。 3条(供託物の没	条例第4条 を遅滞なく <sup>2</sup> 金額に満た <sup>7</sup>	議会議員及び神奈川県知事 に基づき神奈川県知事に対 行わなければならない。 ないときは、甲は乙に対し、 こ該当した場合は、乙は、神
萝	契約を証する	ため、本書	2通を	:作成のうえ、『	甲、乙、各	マが各1通を保管する。
	令和年	三月	日			
		甲	神奈	5川県知事選挙(	<b></b>	
			住	所		
			氏	名		
		乙	住	所		
			名	称		

代表者

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

	神奈川県知事	事選挙候補者_		(以下「甲」という。)
と				(以下「乙」という。)は、
選	挙運動用自動	助車の燃料の側	は給!	こついて、次のとおり契約を締結する。
1	内 容	公職選挙法第	§141	条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給
2	契約期間	令和年	_月_	日から令和年月日まで (日間)
3	供給場所	所在地		
		名 称		
4	燃料の供給	合を受ける自動	か車 の	の車種及び登録番号又は車両番号
		車種		登録番号又は車両番号
5	契約金額(和			 _円(契約期間中の総使用金額(見込))
	(10 あたり	単価(税込)		円(期間中の見込単価)×Q (期間中の見込数量))
6	この契約にの選挙においし請求する。 なお、神奈 たないとき にただし、甲	に基づく契約会ける選挙運動ける選挙運動けるとし、甲ルミ川県知事に請 は、甲は乙に対	の は 求 は 第 9	こついては、乙は、神奈川県議会議員及び神奈川県知事費負担に関する条例第4条に基づき神奈川県知事に対れに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。 十る金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満、不足額を速やかに支払うものとする。 3条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神い。
	契約を証する	るため、本書2	2 通 3	を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。
	令和年	F月F	1	
		甲	神多	奈川県知事選挙候補者 
			住	所
			氏	名
		乙	住	所
			名	称
			代表	表者

# 選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

神奈川県知事選挙候補者	(以下「甲」という。)
٤	(以下「乙」という。)は、
選挙運動用自動車の運転業務につ	いて次のとおり契約を締結する。
1 内 容 公職選挙法第141%	条に基づく選挙運動用自動車の運転業務
2 契約期間 令和年月_	日から令和年月日まで (日間)
3 契約金額(稅)	円(1日あたり円×日間)
の選挙における選挙運動の公費 し請求するものとし、甲はこれ なお、神奈川県知事に請求する 不足額を速やかに支払うものと ただし、甲が公職選挙法第93 奈川県知事には請求ができない	条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神
甲 神奈	川県知事選挙候補者
住	所
氏	名
乙 住	所
氏	名

# 選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 契 約 書

神奈川県知事選挙候補者_		(以下「甲」という。)
٤		_(以下「乙」という。)は、
選挙運動用ビラの作成につい	ハて次のとおり契約を締結する。	
1 内 容 公職選挙法	第142条に定める選挙運動用ビラ	の作成
2 数 量	枚	
3 契約金額(拠)	円 (1枚あたり単価(税込)	円銭×枚)
4 納入期限 令和年	月日	
の選挙における選挙運動 に対し請求するものとし なお、神奈川県知事に請 不足額を速やかに支払う ただし、甲が公職選挙派 奈川県知事には請求がで	去第93条(供託物の没収)の規定にきない。 2 通を作成のうえ、甲、乙、各名	の4に基づき神奈川県知事なく行わなければならない。ないときは、甲は乙に対し、 に該当した場合は、乙は、神
甲	神奈川県知事選挙候補者	
	住所	
	氏 名	
۷	住所	
	名称	
	代表者	

# 選挙運動用ポスター作成契約書

神奈川県知事選挙候補者		(以下「甲」という。)
٤		_(以下「乙」という。)は、
選挙運動用ポスターの作成	について次のとおり契約を締結 <sup>、</sup>	する。
1 内 容 公職選挙法	第143条に定める選挙運動用ポス	ターの作成
2 数 量	枚	
3 契約金額(概)	円 (1枚あたり単価(税込)	
4 納入期限 令和年	月日	
の選挙における選挙運動 し請求するものとし、甲 なお、神奈川県知事に請 不足額を速やかに支払う ただし、甲が公職選挙済 奈川県知事には請求がで	法第93条(供託物の没収)の規定にきない。 2 通を作成のうえ、甲、乙、各の	に基づき神奈川県知事に対行わなければならない。ないときは、甲は乙に対し、 こ該当した場合は、乙は、神
甲	神奈川県知事選挙候補者	
	住所	
	氏 名	
Z	住所	
	名 称	
	代表者	